

2024 年（令和 6 年）版

福山環境白書

資料編

福 山 市

目 次

第1章 環境基準	
1 大気汚染に係る環境基準	1
2 水質汚濁に係る環境基準	3
3 土壌汚染に係る環境基準	9
4 騒音に係る環境基準	10
第2章 大気	
1 大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数	12
2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数	13
3 立入指導状況	13
4 大気関係の届出状況	14
5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場数及び施設数	15
第3章 水質	
1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	16
2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場数	17
3 立入調査実施状況（水質汚濁防止法関係）	18
4 立入調査実施状況（広島県生活環境の保全等に関する条例関係）	18
5 水質関係の届出状況	20
6 立入指導状況	20
7 特定施設別検査項目別指導状況	20
第4章 騒音・振動・悪臭	
1 環境騒音測定結果総括表	21
2 鉄道騒音・振動測定結果	23
3 鉄道騒音・振動及び道路交通騒音・振動測定位置図	24
4 道路交通騒音・振動測定結果	24
5 騒音規制法に基づく届出数	27
6 騒音規制法に基づく特定工場・事業場数	27
7 振動規制法に基づく届出数	27
8 振動規制法に基づく特定工場・事業場数	28
9 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（騒音関係）	28
10 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場・事業場数	28
11 特定建設作業実施届出状況	29
12 悪臭関係特定事業場立入等実施状況	29
第5章 化管法に基づく業種別届出事業場数	30
第6章 特定工場における公害防止管理者等の選任状況	31

第1章 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>					

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価がある。

環境庁（現環境省）の通達では、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素、微小粒子状物質については長期的評価、オキシダントについては短期的評価が定められている。

(1) 短期的評価

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にある測定値（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。

（年間の測定時間が6,000時間未満のものについては、長期評価はしない。）

イ 二酸化窒素の場合

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

（年間の測定時間が6,000時間未満のものについては、長期評価はしない。）

ウ 微小粒子状物質の場合

1年平均値を長期基準（1年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比較し、さらに、1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として、これを短期基準（1日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ ）と比較する。長期基準に関する評価と短期基準に関する評価の両方を満足した測定局について、環境基準が達成されたと判断する。

黄砂等の特異的現象が発生した期間も評価の対象期間に含めることが適当とされている。その一方、長期的評価は施策の効果を見る観点も含むことから、長期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の平均値を算定し、その数値が長期基準を達成している場合にあつては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価し、同様に、短期基準による評価が非達成のときに、非黄砂期間中の測定結果の中から年間98パーセンタイル値を選定し、その数値が短期基準を達成している場合にあつては、黄砂の影響で非達成と注釈を付して評価するものとする。

（欠測が1日〔24時間〕のうち4時間を越える場合における1日平均値、有効測定日数が250日に満たないものについては、評価の対象としない。）

（有害大気汚染物質〔ベンゼン等〕に係る環境基準）

物 質	ベ ン ゼ ン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として次のように設定された。

	環 境 基 準
大 気	$0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下（年平均値）
水 質	$1 \text{ pg-TEQ}/\text{L}$ 以下（年平均値）
底 質	$150 \text{ pg-TEQ}/\text{g}$ 以下
土 壌	$1000 \text{ pg-TEQ}/\text{g}$ 以下

（注）ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を合わせてダイオキシン類という。

pg : 10^{-12}g （1兆分の1g）

TEQ : 毒性等量。ダイオキシン類をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに換算した量

2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号）（2024年3月31日時点）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml, リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（ ² ）第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジチン	0.05mg/L 以下	付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1, 43.2.3, 43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月環境庁告示第59号）（2024年3月31日時点）

ア 河川

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU /100ml以下
A	水道2級 水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

イ 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU /100ml以下	検出 されないこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出 されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—
測定方法		規格12.1に定める方法又は ガラス電極を用いる水質自動 監視測定装置によりこれと 同程度の計測結果の得られ る方法	規格17に定め る方法（ただし、B類型の 工業用水及び 水産2級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性 法）	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法
備考						
1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。						
2 アルカリ性法とは次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml) (b) : 蒸留水について行なった空試験値(ml) fNa ₂ S ₂ O ₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価						
3 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測 定 方 法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上
測 定 方 法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平成9年3月環境庁告示第10号) (2024年3月31日時点)

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 (以下「規格」という。) K0102 の 55. 2, 55. 3 又は 55. 4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38. 1. 2 (規格 K0102 の 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38. 2 に定める方法, 規格 K0102 の 38. 1. 2 及び 38. 3 に定める方法, 規格 K0102 の 38. 1. 2 及び 38. 5 に定める方法又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (水質汚濁に係る環境基準について) (以下「公共用水域告示」という。) 付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 K0102 の 65. 2 (規格 K0102 の 65. 2. 2 及び 65. 2. 7 を除く。) に定める方法 (ただし, 次の 1 から 3 までに掲げる場合にあつては, それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。) <ol style="list-style-type: none"> 規格 K0102 の 65. 2. 1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 規格 K0102 の 65. 2. 3, 65. 2. 4 又は 65. 2. 5 に定める方法による場合 (規格 K0102 の 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に, その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め, その値が 70~120%であることを確認すること。 規格 K0102 の 65. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2 に定めるところによるほか, 規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 61. 2, 61. 3 又は 61. 4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法, トランス体にあつては規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 K0102 の 67. 2, 67. 3 又は 67. 4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素は規格 K0102 の 43. 2. 1, 43. 2. 3, 43. 2. 5 又は 43. 2. 6 に定める方法, 亜硝酸性窒素は規格 K0102 の 43. 1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 K0102 の 34. 1 (規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34. 4 に定める方法又は規格 K0102 の 34. 1. 1c) (注(2)第三文及び規格 K0102 の 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては, これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 K0102 の 47. 1, 47. 3 又は 47. 4 に定める方法
1, 4-ジシクロヘキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 8 に掲げる方法
備考		<ol style="list-style-type: none"> 基準値は年間平均値とする。ただし, 全シアンに係る基準値については, 最高値とする。 「検出されないこと」とは, 測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において, その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は, 規格 K0102 の 43. 2. 1, 43. 2. 3, 43. 2. 5 又は 43. 2. 6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は, 規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5. 1, 5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

3 土壌汚染に係る環境基準（平成3年8月環境庁告示第46号）（2024年3月31日時点）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38 に定める方法（規格 38.1.1 及び 38 の備考 11 に定める方法を除く。）又は昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1 に掲げる方法
有機燐	検出されないこと。	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、付表 2 に掲げる方法）
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L 以下であり、かつ農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる資料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合には、これを省略することができる。）及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	日本産業規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行なうものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p> <p>5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

4 騒音に係る環境基準

(1) 一般環境に係る環境基準（1999年〔平成11年〕4月1日から施行）

ア 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、市の区域内の地域については、市長が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- ※ 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 デシベル以下、夜間にあつては40 デシベル以下）によることができる。	

イ 騒音の環境基準評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

(2) 自動車騒音の限度値（2000年〔平成12年〕4月1日から施行）

区 域 の 区 分	限 度 値	
	昼 間	夜 間
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- ※ 1. a 区域は専ら住居の用に供される区域、b 区域は主として住居の用に供される区域
c 区域は相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域
2. 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

イ 地域の類型及び区分等

地 域 の 類 型	地 域 の 区 分	地 域 の 範 囲
I	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	新幹線鉄道の軌動中心線（トンネルの部分〔両側のトンネルの出入口からトンネルの中央部方向に150m以内の部分を除く。〕を除く。）から左右両側それぞれ300m（橋梁構造に係る部分については、400m）以内の地域
	II	

第2章 大 気

1 大気汚染防止法に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数

(1) ばい煙発生施設

2024年(令和6年)3月31日現在

施設番号	1	2	3	4	5	6	7	9	11	12	13	28	29	30	合 計	工場・事業場数	
特定施設 の種類	ボイラー	ガス発生炉	焼結炉	溶鋳炉	転炉	金属熔解炉	金属加熱炉	加熱炉	焼成炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	コークス炉	ガスタービン			ディーゼル機関
施設数	309 (7)	2	5	8	7	5	62	3	13	31	17	19	10	4 (18)	28 (111)	523 (136)	178 (86)

(括弧内は、電気事業法・ガス事業法により外数)

(2) 粉じん発生施設

2024年(令和6年)3月31日現在

施設番号	1	2	3	4	5	合 計	工場・事業場数			
特定施設 の種類	コークス炉	鉱物の堆積場	土石の堆積場	ベルトコンベア	バケットコンベア			破碎機	摩砕機	ふるい
施設数	10	69	48	326	1	49	3	119	625	39

(3) 揮発性有機化合物排出施設

2024年(令和6年)3月31日現在

施設番号	3	5	合 計	工場・事業場数
特定施設 の種類	施設 供する乾燥 塗装の用に	施設 供する乾燥 接着の用に		
施設数	4	3	7	3

(4) 特定粉じん排出等作業実施届出

2024年(令和6年)3月31日現在

番号	1	2	5	6	合 計
作業の種類	解体作業	業 除去する作 火被覆材を耐 温材又は保 断熱材、保 を含有する うち、石綿 解体作業の な作業 著しく困難 事前除去が 建築材料の うち、特定 解体作業の	業 改造・補修		
建築物	10	0	0	3	13
工作物	1	4	0	6	11

2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出工場・事業場数及び届出施設数

(1) ばい煙関係特定施設

2024年(令和6年)3月31日現在

施設番号	2	3	7	8	11			12		13		14	17		合 計	工場・事業場数
特定施設の種類	溶解炉	金属加熱炉	直火炉	乾燥炉	電解施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	電気めつき施設	酸洗浄施設	精製施設	加工施設	加工施設	熱処理施設	乾燥施設		
施設数	3	2	3	3	1	60	30	95	125	1	80	1	22	22	448	39

(2) 粉じん関係特定施設

2024年(令和6年)3月31日現在

施設番号	1	3		4						5		6		7	合 計	工場・事業場数	
特定施設の種類	粉砕施設	原料粉砕施設	ふるい分施設	粉砕施設	セメントサイロ	セメントホッパー	バッチャープラント	ふるい分施設	自動包装施設	粉砕施設	ふるい分施設	自動包装施設	切断施設	成型加工施設			堆積場
施設数	8	25	33	4	54	14	24	8	3	38	88	1	44	8	8	360	66

3 立入指導状況

2024年(令和6年)3月31日現在

	立入延べ工場・事業場数	延べ施設数	行政指導・処分件数
大気汚染防止法	51	51	20
広島県生活環境の保全等に関する条例	3	3	0
電気・ガス事業法	0	0	0

4 大気関係の届出状況

(1) 大気汚染防止法

2024年(令和6年)3月31日現在

	設置届	構造等 変更届	使用届	氏名等 変更届	承継届	廃止届
ばい煙発生施設	7	1	0	16	1	5
粉じん発生施設	5	5	0			0
揮発性有機化合物 排出施設	0	0	0			0
水銀排出施設	0	0	0			0
計	12	6	0	16	1	5

(2) 広島県生活環境の保全等に関する条例

2024年(令和6年)3月31日現在

	設置届	構造等 変更届	使用届	氏名等 変更届	承継届	廃止届
ばい煙関係 特定施設	2	1	0	2	0	4
粉じん関係 特定施設	2	0	0			0
計	4	1	0	2	0	4

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定事業場数及び施設数

2024年（令和6年）3月31日現在

施設番号	大気基準適用施設				水質基準対象施設				
	1	5	合 計	特定事業場数	4		6	合 計	特定事業場数
特定施設の 種類	焼結炉	廃棄物焼却炉			廃ガス洗浄施設	灰の貯留施設	下水道終末処理施設		
施設数	4	42	46	35	8	4	1	13	9

第3章 水 質

1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

2023年度（令和5年度）

号番号 区 分	最大排水量区分 (m ³ /日) 業 種 名	500以上	500未満 }	500未満 }	30未満	計
			50以上	30以上		
1-2	畜産農業又はサービス業		1	1	13	15
2	畜産食料品製造業				7	7
3	水産食料品製造業		1	6	25	32
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業			2	5	7
5	みそ, しょう油, 食用アミノ酸, グルタミン酸ソーダ, ソース又は食酢の製造業				12	12
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業				1	1
9	米菓子製造業又はこうじ製造業				2	2
10	飲 料 製 造 業			1	7	8
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業				2	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造業				1	1
16	め ん 類 製 造 業				8	8
17	豆腐, 又は煮豆の製造業				7	7
18-2	冷凍調理食品製造業		1		3	4
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	2	5	3	12	22
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設				6	6
22	木 材 薬 品 処 理 業				2	2
23-2	新聞業, 出版業, 印刷業又は製版業				14	14
27	無機化学工業製品製造業				1	1
32	有機顔料又は合成染料の製造業	1				1
33	合成樹脂製造業				3	3
41	香料製造業				1	1
46	有機化学製品製造業				1	1
47	医 薬 品 製 造 業				1	1
51-2	工業用ゴム製品製造業		3			3
53	ガラス又はガラス製品の製造業				2	2
54	セメント製品製造業				6	6
55	生コンクリート製造業			2	15	17
59	砕 石 業				2	2
61	鉄 鋼 業	1			2	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業			1	9	10
64-2	水 道 施 設	1		2	1	4
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1	1	1	26	29
66	電 気 メ ッ キ 施 設			1	17	18

66-3	旅館業		8	12	62	82
66-4	学校給食共同調理場				2	2
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業		1	3	7	11
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設		3		1	4
67	洗たく業			1	68	69
68	写真現像所				15	15
68-2	病院		1		2	3
69	と畜場又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設				1	1
69-2	地方卸売市場				1	1
70-2	自動車分解整備事業				10	10
71	自動式車両洗浄施設		1	3	143	147
71-2	科学技術に関する研究，試験，検査又は専門教育を行う事業場	1			18	19
71-3	一般廃棄物処理施設				6	6
71-4	産業廃棄物処理施設	1			3	4
71-5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設				3	3
72	し尿処理施設	4	20	4		28
72-2	し尿浄化槽（201人～500人槽）	3	28	34	17	82
73	下水道終末処理施設	2				2
74	特定事業場から排出される水の処理施設				1	1
	計	17	74	77	574	742
	有害物質貯蔵指定施設を有する事業場	2			10	12
	下水道合流区域内の有害物質使用特定事業場				6	6

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法の対象特定事業場数も同表に含まれる。

2 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定事業場数

2023年度（令和5年度）

号番号 区分	業種名	最大排水量区分（m ³ /日）				計
		500以上	500未満 50以上	50未満 30以上	30未満	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設		1		72	73
2	養豚業の用に供する施設		1	1		2
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	5	8	2	28	43
4	流水式塗装施設				3	3
	計	5	10	3	103	121

※ 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の対象特定事業場数も同表に含まれる。

5 水質関係の届出状況

2023年度（令和5年度）

種 類 区 分	設置届	構造等 変更届	使用届	氏名等 変更届	廃止届	承継届	汚染状 態等変 更届	汚濁負 荷量測 定手法 届	合 計
瀬戸内海環境 保全特別措置法	※3	※4	-	6	6	-	-	-	19
水質汚濁防止法	22	9	-	12	14	1	-	3	61
広島県生活環境の 保全等に関する条例	1	-	-	2	1	-	-	-	4
合 計	26	13	-	20	21	1	-	3	84

※ 許可申請書

6 立入指導状況

2023年度（令和5年度）

排水検査状況						行政指導等事業場数						
立入事業場数			延立入事業場数			口頭注意	注意指導	改善勧告	改善命令	一時停止命令	告 発	合 計
法	条 例	合 計	法	条 例	合 計							
50	1	51	74	1	75	2	5	1	0	0	0	8

7 特定施設別検査項目別指導状況+

2023年度（令和5年度）

特定施設名	pH	BOD	COD	SS	全窒素	全磷	合計
紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	1						1
し尿処理施設	1	1	2	3		1	8
し尿浄化槽（201人～500人槽）		1	1			1	3
合 計	2	2	3	3	0	2	12

※ 数字は延指導項目数

第4章 騒音・振動・悪臭

1 環境騒音測定結果総括表

2023年度（令和5年度） 単位：d B

地点 番号	調査場所	用途地域	地域 類型	測定結果		支配的 音源	昼夜	適合 状況
				Leq	L50			
B004	鞆町鞆（祇園町）	近隣商業地域	C	51	51	4	昼	適
B010	鞆町後地	工業地域	C	59	58	3	昼	適
B015	田尻町金崎	市街化調整区域	B	39	38	5	昼	適
D117	瀬戸町地頭分	市街化調整区域	B	59	56	1	昼	否
D125	草戸町5丁目	第一種住居地域	B	41	40	5	昼	適
D145	瀬戸町長和	第一種住居地域	B	42	41	6	昼	適
D148	明王台2丁目	第一種低層住居専用地域	A	43	42	1	昼	適
D149	明王台5丁目	第一種低層住居専用地域	A	40	34	5	昼	適
D156	沖野上町4丁目	第二種住居地域	B	47	46	1	昼	適
D173	佐波町	第一種住居地域	B	40	39	5	昼	適
D177	南本庄5丁目	第二種住居地域	B	44	44	1	昼	適
D181	野上町1丁目	近隣商業地域	C	38	36	1	昼	適
D184	明治町	商業地域	C	46	45	6	昼	適
D190	山手町1丁目	第一種住居地域	B	39	38	3	昼	適
D191	山手町江良	市街化調整区域	B	41	40	5	昼	適
D196	本庄町中3丁目	第二種住居地域	B	46	44	6	昼	適
D203	丸之内2丁目	近隣商業地域	C	52	48	1	昼	適
D204	東町2丁目	近隣商業地域	C	49	47	1	昼	適
D214	山手町7丁目	第一種住居地域	B	39	38	5	昼	適
D218	久松台3丁目	第一種中高層住居専用地域	A	41	40	5	昼	適
D223	奈良津町1丁目	第一種住居地域	B	42	41	5	昼	適
I002	加茂町芦原	市街化調整区域	B	44	43	1	昼	適
I008	加茂町栗根	都市計画区域外	B	37	36	5	昼	適
G171	神辺町川北	市街化調整区域	C	42	41	5	昼	適
G177	神辺町西中条	市街化調整区域	C	35	34	5	昼	適
H073	神辺町川南	第一種住居地域	B	43	41	1	昼	適
H076	神辺町新徳田	第一種住居地域	B	46	44	1	昼	適
H083	神辺町新湯野	第一種住居地域	B	40	36	1	昼	適
H086	神辺町下竹田辺木	市街化調整区域	C	49	48	1	昼	適
H087	神辺町旭丘	工業地域	C	51	51	3	昼	適
H090	神辺町上御領南札場	第一種住居地域	B	49	45	1	昼	適
D115	瀬戸町地頭分（小立団地）	第一種中高層住居専用地域	A	45	40	5	昼	適
D115	瀬戸町地頭分（小立団地）	第一種中高層住居専用地域	A	36	36	1	夜	適
E055	曙町5丁目	第一種住居地域	B	41	39	3	昼	適
E055	曙町5丁目	第一種住居地域	B	40	40	1	夜	適
E103	引野町5丁目	近隣商業地域	C	54	54	1	昼	適
E103	引野町5丁目	近隣商業地域	C	52	50	1	夜	否
G035	御幸町中津原	第一種住居地域	B	46	45	1	昼	適

地点 番号	調査場所	用途地域	地域 類型	測定結果		支配的 音源	昼夜	適合 状況
				Leq	L50			
G035	御幸町中津原	第一種住居地域	B	40	39	1	夜	適
H032	日吉台2丁目	第一種住居地域	B	47	45	5	昼	適
H032	日吉台2丁目	第一種住居地域	B	46	46	1	夜	否
J001	大門町津之下	市街化調整区域	B	48	48	1	昼	適
J001	大門町津之下	市街化調整区域	B	47	47	3	夜	否
J002	引野町①	準工業地域	C	55	52	1	昼	適
J002	引野町①	準工業地域	C	47	47	1	夜	適
J003	引野町②	市街化調整区域	B	47	46	5	昼	適
J003	引野町②	市街化調整区域	B	45	43	1	夜	適

※ 支配的音源の区別

種 類	発 生 源 の 概 要
1. 自動車音	自動車に起因するすべての騒音
2. 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の騒音 (人の話し声, 自転車音, 子供の遊び声等)
3. 工場・事業場音	工場, 事業場に起因するすべての騒音 (商店, 駐車場, 官公庁, 運輸施設, 飲食店から発生する騒音等も含む)
4. 家庭音	家庭内の生活活動に起因するすべての騒音 (話声, ペットの鳴き声, 音響機器音等)
5. 自然音	虫の声, 野鳥の声, 木の葉の揺れる音, 水音, 風の音等
6. 一般音	特定できるが, 上記の分類に入らないすべての音
7. 不特定音	騒音レベルが低く, 特定できない音
特 殊 音	(8. 航空機 9. 鉄道 10. 建設作業 11. 船舶)

2 鉄道騒音・振動測定結果

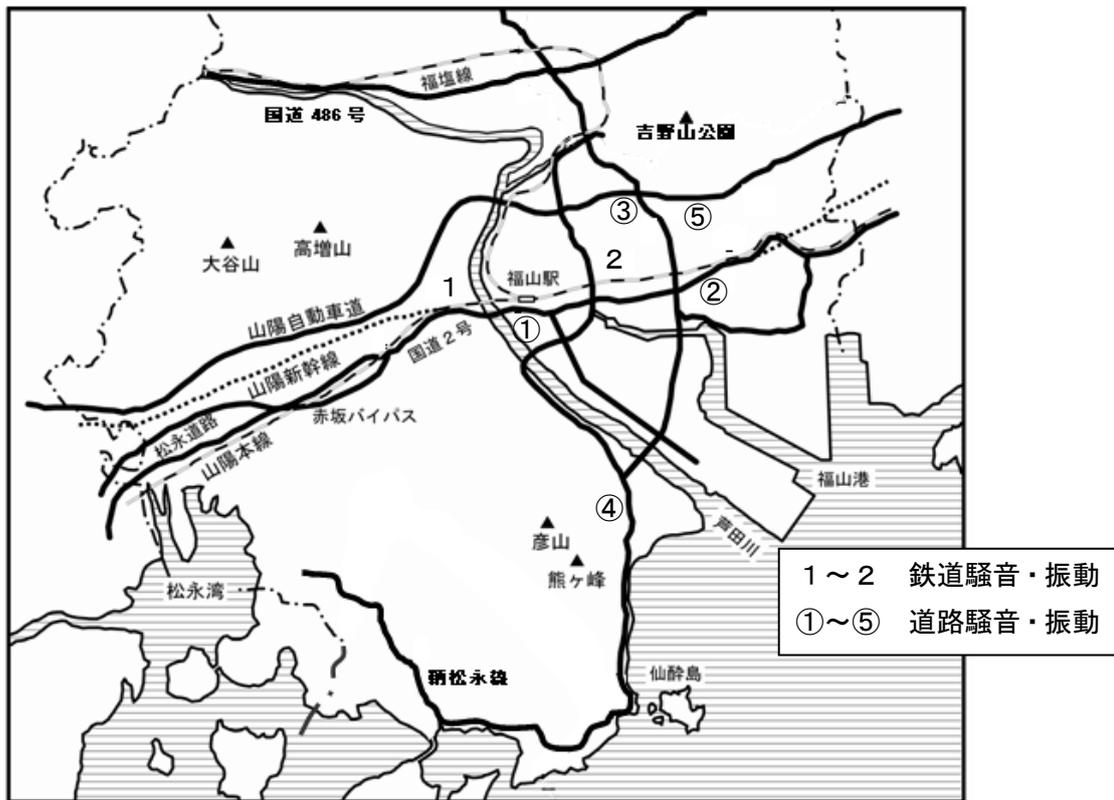
(山陽新幹線)

2023年度(令和5年度) 単位：dB

地区 No.	測定場所	地域 類型	路線 構造	騒音レベル		振動レベル		列車速度 (km/h)	測定 月日
				25m	50m	25m	50m		
1	山手町	I	高架	75	74	58	53	255	10.25
2	東深津町	II	高架	68	66	51	47	222	11.2

- ※1： 着色したセルは新幹線騒音に係る環境基準を超えているものを示す。
 ※2： 騒音レベル，振動レベルに記載の距離は軌道中心から測定位置までの距離を示す。
 ※3： 上位半数での騒音レベルはパワー平均，振動レベルは算術平均した。
 ※4： 列車速度は騒音レベルを算出した際のものを示す。

3 鉄道騒音・振動及び道路交通騒音・振動測定位置図



4 道路交通騒音・振動測定結果

(1) 総括表

2023年度（令和5年度） 単位：dB

番号	道路名 測定場所	測定月日	騒音レベル・ L_{Aeq}		振動レベル L_{10}		地域の類型 用途地域 区域の区分（振動）
			昼(6:00~22:00)	夜(22:00~6:00)	昼	夜	
①	国道2号 東桜町	11.8~11.9	64 (55)	61 (52)	47	46	C-6車線 商業 第2種区域
②	国道2号 引野町	11.8~11.9	72 (59)	69 (52)	54	51	C-4車線 準工業 第2種区域
③	国道182号 南蔵王町	6.7~6.8	71 (51)	68 (50)	-	-	C-4車線 準工業 第2種区域
④	県道福山鞆線 水呑町	5.24~5.25	62 (43)	56 (40)	-	-	C-2車線 近隣商業 第2種区域
⑤	県道坪生福山線 春日町	6.7~6.8	67 (53)	61 (45)	-	-	C-2車線 近隣商業 第2種区域

※1 () は、背後地における測定値

※2 着色したセルは、環境基準値を超えたもの

(2) 自動車騒音面的評価結果

全体の評価結果

(単位 戸数：戸，割合：%)

項目	住居等 戸数 (割合)	昼夜とも 基準値以下 (割合)	昼のみ 基準値以下 (割合)	夜のみ 基準値以下 (割合)	昼夜とも 基準値超過 (割合)
	①+②+③+④	①	②	③	④
全戸数	13,775 (100)	13,330 (96.8)	119 (0.9)	45 (0.3)	281 (2.0)
近接空間戸数	5,324 (100)	4,961 (93.2)	87 (1.6)	34 (0.6)	242 (4.6)
非近接空間戸数	8,451 (100)	8,369 (99.0)	32 (0.4)	11 (0.1)	39 (0.5)

・「近接空間」とは、幹線交通を担う道路に近接する空間であり、幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m

・「非近接空間」とは、50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所をいう。

路線別の評価結果

番号	路線名	交通 センサス 番号 (2015年度)	評価区間			全 戸 数	環境基準達成戸数 基準達成率 (%)		
			起点	終点	区間延長 (km)		昼夜 とも	昼間 のみ	夜間 のみ
1	一般国道 2号	10010	大門町 野々浜	引野町	2.7	191	136 (71.2)	19 (9.9)	0 (0.0)
2	一般国道 2号	10020	引野町	明神町	2.6	305	271 (88.9)	28 (9.2)	0 (0.0)
3	一般国道 2号	10030	明神町	三吉町 南	1.9	352	352 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
4	一般国道 2号	10040	入船町	東桜町	1.3	495	495 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
5	一般国道 182号	10900	蔵王町	明神町	2.3	205	184 (89.8)	17 (8.3)	0 (0.0)
6	一般国道 313号	11420	入船町	三吉町	0.6	289	289 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
7	福山路線	40260	入船町	入船町	0.3	32	32 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)
8	福山路線	40270	水呑町	水呑町	3.3	545	545 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)

路線別の評価結果

番号	路線名	交通 センサス 番号 (2015年度)	評価区間			全 戸 数	環境基準達成戸数 基準達成率 (%)		
			起点	終点	区間延長 (km)		昼夜 とも	昼間 のみ	夜間 のみ
9	神辺大門線	42110	伊勢丘	引野町	0.5	130 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10	福山港線	61060	東手城町	明神町	0.8	142 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	
11	坪生福山線	62710	春日町	南蔵王町	1.5	378 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	
12	千田一文字 幹線	207001	御船町	南町	0.4	175 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	
13	福山駅箕沖 幹線	207002	三之丸町	光南町	1.2	670 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	
14	福山駅南手 城幹線	207003	御船町	入船町	0.4	228 (100)	0 (0.0)	0 (0.0)	

5 騒音規制法に基づく届出数

2023年度(令和5年度)

設置届	使用届	数等変更届	氏名等変更届	使用全廃届	承継届	計
10	0	3	19	1	1	34

6 騒音規制法に基づく特定工場・事業場数

2024年(令和6年)3月31日現在

区域の区分		第1種区域	第2種区域						第3種区域				第4種区域	計	
番号	用途地域 施設の種類の	1種 低層	1種 中高層	1種 住居	2種 住居	準住居	調整	都市 計外	近隣 商業	商業	準工業	調整等	工業		工業 専用
1	金属加工機械		1	28	1	1	32		10		82	8	75	30	268
2	空気圧縮機等	4	7	26	6	3	38	4	21	32	132	12	84	54	423
3	破碎機等			1			14	4			3		4	3	29
4	織機			12				9	2		1	1	2		27
5	建設用資材製造機械						5				2	2	4	2	15
6	穀物用製粉機												1		1
7	木材加工機械	1		30	7	1	31	1	6	2	36	3	37	1	156
8	抄紙機														0
9	印刷機械			7	3		3	1	3	1	15	1	7	3	44
10	合成樹脂用射出成型機	1		2	1		1	1			1	2	4	1	14
11	鋳造型機			3							1		2		6
計		6	8	109	18	5	124	20	42	35	273	29	220	94	983

7 振動規制法に基づく届出数

2023年度(令和5年度)

設置届	使用届	数等変更届	氏名等変更届	使用全廃届	承継届	計
4	0	6	10	0	1	21

8 振動規制法に基づく特定工場・事業場数

2024年(令和6年)3月31日現在

区域の区分		第 1 種 区 域						第 2 種 区 域						計
番号	用途地域	1種	1種	1種	2種	準住居	調整	都市計外	近隣商業	商業	準工業	調整	工業	
	施設の種類の	低層	中高層	住居	住居									
1	金属加工機械	2	1	26	1	1	33	3	13		92	6	80	258
2	圧縮機	1	2	20	2	4	35	3	12	2	117	9	80	287
3	破砕機等			1			16	1			3		3	24
4	織 機			3	1		3						2	9
5	コンクリートブロックマシン等			1			3					1		5
6	木材加工機械						1	1			2	1	12	17
7	印刷機械			2	2		1	1			12	1	6	25
8	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1									1		4	6
9	合成樹脂用射出成型機	1		3	1		1	1				2	2	11
10	鋳造型機			3						1	2		2	8
計		5	3	59	7	5	93	10	25	3	229	20	191	650

9 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（騒音関係）

2023年度(令和5年度)

設置届	使用届	数等変更届	氏名等変更届	使用全廃届	承継届	計
4	0	2	12	2	0	20

10 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定工場・事業場数

(1) 騒音関係

2024年(令和6年)3月31日現在

区域の区分		第1種	第 2 種 区 域						第 3 種 区 域				第4種	計	
番号	用途地域	1種	1種	1種	2種	準住居	調整	都市計外	近隣商業	商業	準工業	調整等	工業		工業専用
	施設の種類の	低層	中高層	住居	住居										
1	金属加工機械	4	2	48	9	4	61	7	9		117	14	81	37	393
2	空気圧縮機等	2	4	14	5	1	15	1	12	19	57	4	30	23	187
3	コンクリートブロックマシン			1			2								3
4	木材加工機械	2	4	39	12	2	47	11	14	2	48	3	27	2	213
5	ダイカストマシン			1											1
6	オシレートコンベア									1			1	1	3
7	電動発電機				1					5	2			1	9
計		8	10	103	27	7	125	19	35	27	224	21	139	64	809

(2) 悪臭関係

2023 年度 (令和 5 年度)

施 設 の 名 称	事業場数
1 動物の肉，皮，骨，臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって，次に掲げるもの イ. 原料置場 ロ. 蒸解施設 ハ. 乾燥施設	1
2 養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって，次に掲げるもの イ. 飼養施設 ロ. 収容施設 ハ. 飼料調理施設 ニ. 鶏ふん乾燥施設	14
合 計	15

1 1 特定建設作業実施届出状況

2023 年度 (令和 5 年度)

届出の種類 作業の種類	届出の種類	
	騒音規制法	振動規制法
くい打ち機等を使用する作業	23	14
びょう打ち機を使用する作業	0	
さく岩機等を使用する作業	130	90
空気圧縮機を使用する作業	14	
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	
バックホウを使用する作業	10	
トラクターショベルを使用する作業	0	
ブルドーザーを使用する作業	3	
鋼球を使用して破壊する作業		0
舗装版破碎機を使用する作業		0
合 計	180	104

1 2 悪臭関係特定事業場立入等実施状況

2023 年度 (令和 5 年度)

立 入 回 数	5
臭 気 指 数 測 定 件 数	2
改 善 勧 告 件 数	0

第5章 化管法に基づく業種別届出事業場数

2022年度（令和4年度）（単位：事業所）

業 種	届 出 数
金属鉱業	-
原油・天然ガス鉱業	-
製造業	54
食料品製造業	-
飲料・たばこ・飼料製造業	-
繊維工業	3
衣服・その他の繊維製品製造業	-
木材・木製品製造業	5
家具・装備品製造業	1
パルプ・紙・紙加工品製造業	-
出版・印刷・同関連産業	-
化学工業	4
石油製品・石炭製品製造業	3
プラスチック製品製造業	2
ゴム製品製造業	5
なめし革・同製品・毛皮製造業	-
窯業・土石製品製造業	2
鉄鋼業	4
非鉄金属製造業	2
金属製品製造業	7
一般機械器具製造業	8
電気機械器具製造業	6
輸送用機械器具製造業	-
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1
精密機械器具製造業	-
武器製造業	-
その他の製造業	1
電気業	3
ガス業	-
熱供給業	-
下水道業	2
鉄道業	-
倉庫業	1
石油卸売業	-
鉄スクラップ卸売業	-
自動車卸売業	-
燃料小売業	56
洗濯業	-
写真業	-
自動車整備業	-
機械修理業	1
商品検査業	1
計量証明業	1
一般廃棄物処理業	6
産業廃棄物処分業	2
高等教育機関	-
自然科学研究所	-
医療業	1
合計	128

第6章 特定工場における公害防止管理者等の選任状況

2024年（令和6年）3月31日現在

業種 番号	業 種	特 定 工 場	公 害 防 止 統 括 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	公 害 防 止 管 理 者											
					大 気 関 係				水 質 関 係				騒 音 振 動 関 係	粉 じ ん 関 係	ダ イ オ キ シ ン 類 関 係	
					第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
9	食 料 品 製 造 業	1	1				1									
10	飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	1					1									
11	織 維 工 業	3	3				2				1					
13	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	1	1				1									
16	化 学 工 業	1	1				1	1								
17	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	3	2				1	2						2		
18	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	1	1				1									
19	ゴ ム 製 品 製 造 業	1	1							1						
21	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	15	7				1	1		1				14		
22	鉄 鋼 業	7	4	1			3		1				5	1	1	
23	非 鉄 金 属 製 造 業	1	1				1		1							
24	金 属 製 品 製 造 業	26	7				1		8				18			
25	は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	5	2										5			
26	生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	3	1				1						2			
27	業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	1											1			
28	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	4	3				1	1	2				1			
29	電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2						1				2			
31	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	5	3				1		2				3			
34	ガ ス 業	1	1				1									
合 計		82	41	1	0	0	6	15	3	16	0	1	37	17	1	

公害防止統括者

特定工場において、その事業を実施する者（工場長）を公害防止統括者として選任しなければならない。
ただし、常時使用する従業員の数が20人以下である場合には、この限りではない。

公害防止主任管理者

ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が併置されており、排出ガス量が1時間当たり40,000m³以上、かつ排出水量が1日当たり10,000m³以上の工場において公害防止主任管理者を選任しなければならない。